

ごみ集積所器材等設置事業補助金



☎ 環境課 ☎0299-90-1148

集積所に収集箱や囲いなどの器材を設置したり、器材を修繕したりする場合、費用の一部を助成します。

対象経費＝既製品の集積所器材の購入費、集積所器材を作成・修繕する際の材料費

補助金額＝補助対象経費(税抜)の2分の1(集積所1カ所につき5万円まで)

対象＝次のすべてを満たす方

- 住民が共同で使用する集積所を実質的に管理していること
 - 市内に住民登録があること
 - 世帯員に市税の滞納がないこと
 - ※賃貸物件の所有者や管理会社が、アパートや宅地分譲地に設置する器材は対象外
- 申請方法**＝申請書に必要書類を添えて提出

注意事項

- 申請書の提出は、器材などの購入前に行なってください
- 申請内容により補助の対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください
- 一度補助を受けた集積所は、原則10年間補助を受けることはできません
- 器材の設置・修繕の完了後、完了報告書の提出や市の現場確認が必要となります
一連の手続きを年度内に完了する必要がありますので、早めの申請をお願いします。



エコ・省エネ補助金

☎ 環境課 ☎0299-90-1146



太陽光発電システムや創・蓄エネルギー機器などに補助金を交付しています。

太陽光発電システムを設置する場合

補助対象となる太陽光発電システム

次の条件をすべて満たすシステムであること

- 電力会社に売電できる
- システムが未使用である
- 太陽光パネルの合計出力またはパワーコンディショナーの出力が10キロワット未満である

補助金額

発電出力1キロワット当たり1万円(小数点第1位未満切り捨て)
※上限5万円

創・蓄エネルギー機器を設置する場合

補助対象となる機器と補助金額

次の未使用の機器(形状・規格により補助対象外になることもあります)

創エネルギー

- 燃料電池コージェネレーションシステム(通称エネファーム)…10万円
- 太陽熱利用給湯器…本体価格(税抜)の10%(上限5万円)

蓄エネルギー

- 蓄電システム…5万円
発電出力10キロワット未満の太陽光発電システムと連携されているもの

対象者＝次のすべてを満たす方

- 申請年度の3月31日時点で設置場所に住所を有すること
- 市税などの滞納がないこと
- 「いばらきエコチャレンジ」に登録していること

共通

申請期限＝設備工事前まで

児童手当の制度

～再度申請することで児童手当を受給できる可能性があります～

所得上限限度額を超過したことにより、現在児童手当を受給できていない方のうち、2023年度所得が所得上限限度額を下回った場合、再度申請することで受給できる可能性があります。

☎ こども福祉課 ☎0299-90-1205

申請期限＝「所得上限限度額」を下回ることとなった事実を知った日(市民税課税通知書を受け取った日など)の翌日から15日以内

- ※市で申請手続きをした方で、今回該当すると思われる方には、案内を郵送します
- ※申請手続きをしていない方は、各自該当するかご確認のうえ、期限内に新規申請をしてください

所得の上限が設けられました

児童を養育している方の所得が、所得上限限度額を上回る場合、児童手当は支給されません。

現況届の提出が原則不要に

毎年6月1日時点での現況を公簿などで確認することで、現況届の提出は原則不要となりました。ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が神栖市と異なる方

所得制限限度額、所得上限限度額一覧

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合 など)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人の場合 など)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	736	960	972	1200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 など)	812	1040	1048	1276

- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- その他、神栖市から提出の案内があった方

海水浴場誘客促進事業補助金



☎ 観光振興課 ☎0299-90-1217

海水浴場開設期間中にイベントなどの開催に要する経費の一部を補助します。

対象者

- 海水浴場で開設期間中に誘客につながるイベントや講座など(飲食イベントを除く)を実施する個人または事業者
- 申請日時点で市内に住所を有する方
- 市税などの滞納がない方

補助金額

イベントなどに直接要する経費の1/2(上限30万円)
※予算の範囲内で申請順に受付。上限に達した時点で受付終了

申請期限

6月30日(金)

申請方法

申請者は、申請書・概要・行事計画書・収支計画書などを持参